

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号の規定による 自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準について

令和4年2月20日
大仙市建設部建築住宅課

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（令和3年法律第48号）第6条第1項第4号に規定する「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。」に係る審査基準を次のとおりとする。

1 認定を行わない区域

認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が次に掲げる区域内に含まれる場合は、原則として認定を行わない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

2 認定を行わない区域における例外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、認定を行うことができる。

- (1) 宅地の安全化を図る開発行為等により、当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合
- (2) 敷地に占める自然災害のリスクのある区域等の面積の割合が僅少であるとともに、当該区域の利用を禁止し、又は制限する場合